

砂 川 市 規 則 第 7 号
令和 7年 4月 1日

砂川市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市契約規則の一部を改正する規則

砂川市契約規則（平成４年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第１項第１号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第２号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第３号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第４号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第６号中「50万円」を「100万円」に改める。

第20条第１項中「契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第21条中「仮契約書」の次に「（当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第22条第２項中「請書」の次に「（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。